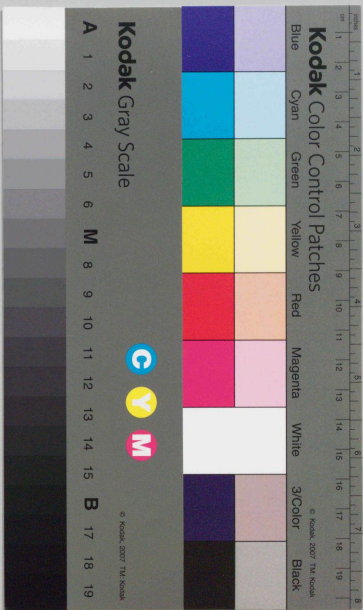


改正三河後風土記

五

奇撰齋

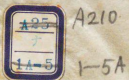
第 第
210
ナ
L-5A



改正三河後風土記卷第五

目録

- 一 卷親君所家督自西中多為所家入事
- 一 佐光君所家督自改撰安洋城茶夢印致之事
- 一 親忠君所家督自石川氏由德之事
- 一 親忠君所子甘拂尔氏由緒兼井田郷軍大樹寺所建之事
- 一 長親君所家督大樹寺創令自太保氏由緒兼今井勢出若階地下軍之事



一 三英河被以治定 酒井駿豐被并戸四
宗光歸順之事

一 信忠若河家督 石川忠輝之被并大瀨
河隱居之事

一 清康若河家督自攻岡崎山中西城并
昌安(留其女河原綱之事)

一 清康若河方之事
若河川合我牧野足利討死并之河由土

一 尾州岩崎野呂城毒之事

一 宇理城軍松平右衛門親威討死之事

一 松平大炊助忠定武田之事

一 武田信虎使者自大樹守割死之事

一 清康若河横死之事

改正之河後園古記卷第五

春親右内家督甘雨如多内家入事

之の身春親君は初氏君乃御子御母は

上平太直佐一任重乃女（注）重乃女（注）重乃女（注）

秘せし内御父親氏君も若う大志をも

乃みせし武勇も徳も仁愛も徳も徳も

救ひぬを娘一治は郷黨父母のや

養ひしをたり吾頃洞院中御を寧熙と

中若内公卿京都の兵を遊て此三河

國より向をら高居あり

（注）洞院と福徳寺と

正徳は初は輝けては有る神谷氏宗系より実豊 恭親若
仁心源々とは此卿の沈淪と隣と臨と臨と
うーらん活いきのう 此卿も厚收を
或付物給のちぢぢの恭親若の世系を
向ふべきは恭親若も鳴りて
とあるとも御守をささめし輝のり
語り給ふ事とは祖は清和の御流の源氏
少く 法皇府將軍源義朝 源朝実嫡物
義重より 元代 修理亮親孝の嫡子に義亮
有親とは源大炊師親氏と申者の子に
卿も知給ふや 新田義貞一族南朝小

忠勲を抽たら甲斐もせし義貞戦死
たの後我亦一門少少は哀微 足利氏
初は世と世とめらるる郷上州新田に在
世良田徳川江田中世と申領悉く
失ひ御一人此國に在り新郷民とは
臣知んた賢化の浅し 活に 活に 活に
活には実豊とさきはすも我も凡人とは
思はさうしとて 後に入廷と交を
結ぶ事あり 其後実豊も降洛せらる
へきよせり 恭親若は恭親若始國人多く
京都にて送てらるる小実豊將士

力哉一々略々向ふ不討破らばと
云事なく國中の事大世改伏らば
志を絶へけりや豊後守の臣多
八郎忠秀七代の子多八郎正時平八郎
忠時忠孝も恭親秀の武勇威感
所獲りて居一節く軍切を勵む終焉と
す正時は依りて重光は足代の子
徳胤は重光の子六代の子なり又正時
子時忠時子平八郎時豊其子平八郎豊
俊子吉房と稱す其子平八郎忠高景
平八郎忠清は後小中勢大輔小任す

此輩或は御場小討死一或は武切と
称し忠義と云一々中にも忠義は
神君の御時を軍切揚す計りていへ
や一或は御苗家依令れ切治之計り
恭親君は文明四年壬辰七月日向より
御心地例せしは海にせり一〇回九月廿
遊芸行り 御門至りては幸佐平 三州松平郷澤上宗
御年七十九 高月院小葬り良祥院教秀岸祐兼禪
室門と稱しありせぬ

信光君御家督自改授安祥城并
葵御飯之事

和氣守俊光君御切名は二部部一又
長系亮とも稱せし侍御父恭親君の
御譜と交活し岩建場より一少の御父
恭親君御遊をの後御父御侍お預り
是時をもたせし侍御俊光君男女共
御子四拾八人御一子あり御嫡子は行谷
松平長系亮守家御守家御二男有系亮
親忠君は二部部一又修理亮御二男と
御家譜と定らし岩建場の城をたし
ら侍御三男二部部一光重後小頼門小入
安徳守伯藏となり昌就と改ら侍御男

形原松平佐海守与副御守家御五男
昌成松平紀伊守光重始は大徳亮昌子
左馬御親貞昌子源中守御佐貞入道昌安
中一昌成の城となり昌子七部昌久より
大草松平と稱す昌成の松平御六男八
上野の松平八郎大尉光英御七男は六井
松平源三郎元芳一曰忠平とす御八男は能見の松平
昌大御忠重御九男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十一男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十二男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十三男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十四男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十五男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十六男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十七男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十八男は忠房御八男は能見の松平
忠重御十九男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十一男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十二男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十三男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十四男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十五男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十六男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十七男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十八男は忠房御八男は能見の松平
忠重御二十九男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十一男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十二男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十三男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十四男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十五男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十六男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十七男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十八男は忠房御八男は能見の松平
忠重御三十九男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十一男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十二男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十三男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十四男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十五男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十六男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十七男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十八男は忠房御八男は能見の松平
忠重御四十九男は忠房御八男は能見の松平
忠重御五十男は忠房御八男は能見の松平

近郷の農民男女も此浦とてん此群集
安祥此城兵も是と歎の浦中といふて
知るべき月は隈なく晴く涼きよ
しやや浦とてん此と上下男女共
城内は強志者とては六十以上の老人
又は足跡立ぬ病入、又は肥者も多
没入の僅々之拾五之の介は廿一城小
出生る者たつ頗る多し、一と思ひ
城門も因す緩くと涼居を信光君
勤く御用意の事多きは軍勢と集珍
か、其付酒井部親清八少五部親忠と部

親重商人の子佐と始部曾呂活余八川年
坂井の郷を車り、親親清元益、水葵の
茶と之枝鬮のや、重川清と夕月付
層中絶搗栗昆布と甚上盛く捧者
多し、せ今月、歎とは討く備て候と
況親奉侍佐光君、大は候ひ此軍、よ
備は必定なり、既、又、尚家の吉兆、な、色、ハ
只今、其、葵と以、今、う、暖、汝、家、の、故、と
せ、と、今、せ、う、侍、是、う、酒、井、の、家、丸、の、内、よ
二、葵、を、故、と、す、佐、光、君、の、故、と、う、酒、井
父子之は、搦、よ、の、大、將、よ、定、目、人、を、て

九拾余人川も雨道とも意と獨れ
門より攻入城中は今夜敵すべし
とは思ひもくは定まるく浦見所もあらず
城中もも降る事と心持波以て居る
所へ寄り大勢攻めるに實働切付たり
分は討つ者二十七人希まりて逃者
百員ぬはたりり酒井父子之怪く
城を宗所保固と言ふは西理かたる
城兵もも是を降る事を俄に城中に
とり伝告君は所見松平太郎實佐廣
御牛松平實佐益親回出書を家久

回出書を家久回備中を久親所子は
友京之元守家修理元親忠君之部光直
又七瀬站与劉中人は甚多八郎正時
平八郎正時林友光友宗甚路百六拾
余人大直之方代道と遮敷く改戦は
城中等立是も改中討つ者八十拾
余人もも負は敗知られ討滅さる城兵
獨りもも城中入りと門原へて馬色ハ城
は改め酒井入り逃入敵と防はらぬ
城中へ入事を惜まりて思ひはあり
分を追詰め討死せり首もも集め實録

河より都台七路金銀なり安祥の地也
一は西之河之谷一は河より河川より
夫より河一様所細威之なり亦多く
軍勢も数増りぬ斯くは三河一國ハ六年
乃河よりは悉所より入一と詔入替一
思ひ一不惜也一信光君長亨二年戊申
七月廿二日終之河助也あり一は之河
岩津村の築り崇岳院殿月堂信光
大禅定門と稱せり也河邊一言又信光
岩津村の淨土寺と建之一信光相
と号す

按すも信光君の所代寛正六年五月
之河より丸山大場言力也といふ事ハ
峰起す其頃國の守護細川濃信成之
是を割一與之京都將軍家より
今是は慈照院義以の伊勢守勢も貞宗
命せり也昔言と信光君并之河
河より信光と名増り彼一様と出對
せ一免ら也一兼大成記に載まり
是先之記せ一堀川家の記に符合す
其の文書より是は此時信光君既に
入道一後一と云く是より寛正六は

文明のりり八年前之佐光君御前
後数年を歴するや一叙は御父
恭親君文明君より遊幸し世人に不審
なりし可しは是より固は恭親君は
享徳二年の遊幸と系承し記不是
なり。

親忠君御家傳 石川氏由光之事
右京亮親忠君は二市部又佐光君と
稱せしは御父佐光君遊幸の後御家傳
より御二男より御家傳と傳せしは
親忠君の御性質も武男傳と御切少

より御父佐光君より御軍切少
より御家傳は御軍切少
郷に里々を切少は御軍切少
父子兄弟より御軍切少
御軍切少を御軍切少は御軍切少
親忠と稱しは御軍切少
氏忠と改しは御軍切少
御軍切少と云者有御軍切少
御軍切少の御軍切少は御軍切少
御軍切少の御軍切少は御軍切少
御軍切少の御軍切少は御軍切少

實は和徳門院の養人義通の子也と
外祖父石川之出村忠頼實子なり也と
左レ元弘元年辛未八月廿七日後醍醐天皇
和州之在也陳幸有之小倉之付入道と
誅一のりんと敵意と廻すもころ須義忠
之在也肉色乃少く有り言付入道大少懐
義忠を教さんとす其時小山判官政忠と
義忠とは旧好を以て極く入道と
誅レ義忠英其子時道とよりなり也
小山之幼き彼より塾居せしむ小山判官

子也——小山と信城とは一家なるを以て
信城の孫と云ふんとす其子酒介君の
右大將家之通信信城七郎朝光より
十六代乃後流信城は信政朝嘉祿寺子
左近將監政勝後醍醐天皇信城家と徳義源子
小山判官朝と云小山判官ハけり朝と養子
と——小山判官と稱す其時也其朝小男女
乃子四人あり其一は長子れり女と石川
活左部時道と妻とあり二は又朝秀個
小山判官と稱す二は彦太郎上朝上州
小泉城之富也六郎朝と云子とけり富也

謝馬也と稱す甲は結構と其智略加え
伯父政朝之家を継ぐ又小山に於て朝
外孫孫を印時通ぐ子十郎朝成は朝の
外孫也是は小山氏英小沢巴致と稱す
一族とす
貞年は山法城二年よりなり若隆
五司佐竹義人貞義又同國小田隆盛
治存又此州宇津宮より府中と曰く
武藏子朝成無良法軍に抽く武勇と
勵之軍功有在外祖朝成を感
ず朝成は二兄右巴と幕族乃致
瑞乃内葦乃系と副致とたり

以上世系六石州山法城より四代小山に於て政康の
統攝の系に改朝朝成より八世乃中頼
時文安三年丙寅八月親鸞より一向を修
蓮如上人兼壽に於て又一向を修
宗門を廣めらば女付政康も蓮如法談を
少事し數月より蓮如のいとこは
三州は我郷葦より又彼山中佐隆
古呂針崎之新は殊小大寺とす是も
一國援礼し是を信する者れ其方
波より立錫し山中に動礼を輝輝て
我家門を身懷せらば一とありは
政康喬と約諾して蓮如と併ひ三州小

ありて小川の場は居候す此所は小山を
以て石川と候せり小川は織田氏の所す
故藤原男子之次子は石川源部といふ
親忠若の振ふ通一十四歳の時徳川家の
名宗せらるるは元後せりのたふさる親忠と
け源部と事二男修理左衛門藤原も徳川
仕一の子世して法名宗覺と云藤原の子
二人は後又梅井の松平内膳に信定とい
藤原の二男源部昂宗と云此藤原利宗
二人は後又梅井の松平内膳に信定とい

廣忠には経復せり天正十一年壬寅四月
廿九日の夜是後より討是たり此親忠の
子藤原宗一是よりして石川氏ハ代々
徳川家の御家人となり内膳家漢弟の
切はより軍忠と云

親忠若御子 藤原氏由緒兼井田郷軍
大樹寺御達立之事

親忠若より御子九人あり御嫡子岩澤太郎
親長は三州岩津を領せり御二男は
松平源次郎宗元後小加賀守と稱す松平知事
也
③ 宗大給を領せり後松平と

孫千、所之男は由雲也と親君若御恩願と
定らむ所家傳と交後、所四男は松平
源八郎親房後、玄蕃物と稱せらる
御五男は所切少より、秋門より入らる後、小
知恩院の領持と稱せ、超譽上人と稱せ
らる所六男八西福谷の松平刑部親光
所七男は安祥左馬助長家、所八男は松平
助十郎湛忠後、右京左衛門と稱し、岩井の
内亮とせし所九男は源昭松平加賀守
宗清此方、皆親忠者、信の親切也と
勅さぬ是は所一族の縁族、不圖中心

充満せり、此時江勢國志、郡掛系の内
拂原七郎玄英、源長之の由、又後、始て親忠
者、所家人、小寺、所清と、其由流と、身、小
是も清初、の所流に、本、左京左衛門、義長、
後流と、始は源十郎、清政、是は
長政、其子、少人、是は源十郎、清政、是は
小平、太倉政、後、又、武郡、春禰、小、任、す、清、長
以、守、代、軍、忠、と、を、一、所、尚、事、佐、合、村
切、付、たり、柳原玄綱、家、不、延、德、二、年、壬、戌、正、月
七日、慈、照、院、將、軍、義、政、公、薨、せ、ら、る、也、一、後
天下、益、以、も、四、海、凡、の、也、解、く、西、の、大、石

各共利又割據一て合戦止付也
於く明應二年十月廿日三州上野城之河原
源次郎奇逸城之治末日向者各母城之
中條右羽介伊保城之之完相誓与八草
城之那須宗隆の旨を以て一親忠若乃
岩津の城を襲んとく三千余騎にて
物陣す親忠若誓と少石三州井田の
郷す物巻一のよ出候と申すは
中伯父松平左衛門尉佐原の長子左衛門
長勝保名は時頼也と申すは
益親も重家保名は時頼也家久保名は時頼也松平も重家治備中も久親

御兄松平左衛門守家御子三郎光直
形原の松平佐治も與副長治の松平
大徳免光重回八郎也實光英治三郎也芳
能見の松平次郎重光親回美作守空橋
回伯理之親正御子は岩津太郎親長
松平源次郎重光と始して二部三郎
長親君と申す馬攻り是より後ハ呂崎
洋子等の信貞細郷酒井左衛門尉氏忠回世部
親重也多平八郎正付回八郎助村林敏助
光友菅沼新三郎定重柳宗七郎重治長
其子源十郎長政其行由ハ亦部合共賛也

落舎人なり 阿部清康之宅中條形頗
有鬼不世二又一常成廟之井四郷又於て
終日戦ひ嘗一なり時又柳原源十郎
長政僅小土蔵父清長と云ふ言名す
而刻又乃て敵終に敗走す是は味方徳小
守を敵とみ討つ敵の首五十金級と
謂生り味方も松平太郎と云長脇小
討死す 柳井四郷又掉結後一敵の首も
懸並く勝園を行く釋言時分我と御田氏と
解解是より後は西之河の河人九大也
親忠君の所も又一所一分は内武威益

盛之方も又井四郷も此戦の時討死
せ一敵味方共幽魂在討死しは呼叫小聲
喧し其怪異矣を多くり一親忠君
是を憐れ泣き二州額田郡略田と云ふ
津七寺と造言河へ大船を發せ岩を埋め
山の中へ葬り千人塚と名を付り也又此寺
とは大樹寺と号せらは替へ上へ親忠君の墓
を以て同山とす後は上人親忠君の墓
十月十夜は念佛を執行すは是より
彼の呼叫の聲を聞くはは怪異矣と
今は井四郷と云ふを改め魂を埋め

中今之由之御親忠若は明應六年丁巳
七月廿日申隠居方々 所子長親若小
所家督と譲り給ひ所方は利發一
西忠と号一經一

親忠若大樹寺所寄進所文書之事

親忠若申隠居後は一向の後世の御節不
所心成委せらるる事は大樹寺に在園
以備に寄給

寄進中林之事 在在野田の内
兼有御寄進

右彼少し事ハ廿九年余西忠林に
より西忠誕生の後大樹寺に在る

經何方も不て有違私煩但尋し為
誓圖子よりもし親親よりもし西忠に
中付居る彼心内境之を得以之
不覺此儀發愚身存生之内事
よして有る誕生以後ハハ私に控る
上六巻皆此寺に申上る事之よして
承節も林とて申上る事 於此寺
造営の時本殿に経堂の時松系
一帳と申入ハて有る事此に承節
中付心仍為縁日也也

明應六年丁巳月廿日 所判

又親忠若師病草又大樹寺へ廿一日
御文書

西忠養生の時儀武田市之事

一 養生は八則大樹寺にて百廿草

一 茶毘之事八例式にて草

一 中陰八二七但初七日迄八派者親頼

女子實て佛の端とて有るに之即也

其日限之故八二道園其の兄弟八

二七日と旨道とて五馬の由と有る

初七日迄八二派

一 甫院此の院中妙心院日大林寺迄

一日招法事とて院の但此長光根草

て法合

一 四十九日八草迄心さして草

一 百十日也形の心さして草

一 一周迄八頓草

一 中二草草七日迄迄又一旦夜而斷

念佛とて草の但故時とて八一日

とて草

一 七年より已後八例草とて草心さして

と有る

一 養生時其十月より後の月迄八草草

大樹寺

此寺宣平年系古州魚元平康中十御之
九年十月は遷り十年辛酉に遷り
十年は改元なり文能元年なり

大樹寺又遷りしなり所遷一言中句也

大禪定門と申す又大樹寺三世聖天皇

思廟の記文云

右當寺大檀那松平前右京亮親忠法

名大胤西忠与勢譽以同志開基此一

宇也既經三十回星霜行學不返轉焉

然依為日城宗門之本寺為報恩住于

洛東大谷八年之間國中与兵乱寺院

及大破矣粵當住雲譽重報謝輕身賦

再興之嚴重也然則西忠公於蓮上定

可知見老僧於現世成報謝因茲為西

忠之子孫之人者男女同於當寺定依

依被運懇志累葉弥及万世焉為愚老

之門葉之輩者共以此地仰本所被致

報謝者末葉益成榮久仍偏思永世之

真隆不顧當時機欲式定

此乃文板本也
志すく

す改め

按すは大樹寺は文明七年二月廿二日

年刻用は直道新勢譽上人愚直

至訓和尙と云是甚奇也傳り所人

長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳
長亨(山室)世傳

宮庫又納り大樹を古文書にも親忠若
長亨二年正月女官所寄進出延徳
二年七月廿二日乃所寄進出此由の
澄よりと名事付井田合親の娘小達之
せらきしは非ず即父に記す所は
大成記も同く姑く流傳の誤を和すもの
なり

長親若所家舊大樹寺制令自大樹寺
由長親合所寄進出下軍之事

由書も長親若始は所父代又二部部又
所人とも中分り親忠若等三所所子と

所家舊を文法に安祥の地と傳へり
所男子五人所長子は波市部佐忠若
所二男は福谷乃右系元親盛所二男は
福井の内治正佐定所四男は東條乃
甚古部我春所五男は坂井の彦部利長
と云長親若も慈愛傳へ所人皆懐中
るに武勇も傳へり隣里もも是は
なり大樹は所父西忠入道殿御妻之り
所出之組乃所善掾とせらるる事也
厚く尊崇傳へる事也乃法友傳自を
定めらる

禁制

一 於南寺中振藉之事

一 竹木伐取之事

一 對空僧被毆之事

右於肯付寺塔之屬眾科以南寺之事
西忠為任解可上者自然固如何後成
初東為先為彼人屢之被毆也者也仍
如件

文龜元年 酉八月十六日 長親在判

次青石向

九根原傳守 在判

田原源次郎 在判

上地右衛門 在判

岩津源五郎 在判

岩津大徳 在判

岩津源次郎 在判

岩津次郎 在判

岩津次郎 在判

岩津次郎 在判

岩津次郎 在判

岩津次郎 在判

岩津次郎 在判

竹谷源七郎 別判

墨崎六郎 別判

細川次郎 別判

岩津源三 別判

利十六人の輩も連判せし先は存是も
佐光君親忠君西君の所時より所領者
となり所領者も一毎友軍忠志を
初より此方にもいふ部も忠志も遠山
た島尉宗首木の固人皆帰順して進
所領者多く世より甚願遠近両方
順之今川修理亮氏親は遠近さる

三州と大畧伐後、人々も若干存る
不白東西之海の本は多く徳川忠の
武威より多き今川忠と皆き徳川忠
帰降すも少くは、西之原小太原
右左部忠義と云者有共、八大原、津波
津波法真院、真宮公乃二好、栗田、岡、白、道、真
分り、六代下、勝、山、の、信、人、宇、都、宮、の、信、人、尉
朝保、八代、左、近、衛、監、春、彦、と、云、恭、敏、新、田
義、貞、朝、臣、の、子、後、醍、醐、天、皇、の、宿、衛、小
ら、あり、今、侍、御、義、貞、朝、臣、討、死、す、一
は、恭、敏、朝、臣、を、殺、す、之、は、一、可、なり

宇津入道蓮常と申す者あり

此は仁人朝臣の子孫也
宇津入道蓮常の忠義を述べて
宇津入道蓮常の忠義を述べて
宇津入道蓮常の忠義を述べて

八代の子孫也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

忠義の忠義也

三國の勢をあて西への吉田は岩澤す
勢を以て岩澤の城を押し、宇守は
殿千孫は大平川を流し、會志原を
拂う。曹公をおきて井田の御を、
大樹寺を、此陣は、魁の岳を以て岩澤の
城を攻めりたる。此城は長親秀行見
岩澤太郎親長、城を僅く、百金
大掛親長は、弓矢、その別陣、其は
其、知、一城、或は岩を切り
一、或は濠を掘り、射、し、と

岩澤と岩澤一、宇守七拾金、忽、討、死
ら、し、今、川、方は、大、軍、を、是、は
流石防、勇、し、と、い、ふ、此、事、安、祥、
一、也、是、は、長、親、若、法、を、以、て、以、眼、を、
兄、の、城、を、攻、め、後、法、其、事、一、事、也、
一、也、是、は、河、方、河、方、河、方、河、方、
一、也、是、は、天、日、の、死、生、命、を、進、め、者、九
一、也、是、は、所、子、部、部、部、部、部、部、部、部、部、部、
一、也、是、は、集、集、集、集、集、集、集、集、集、集、
一、也、是、は、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、
一、也、是、は、思、思、思、思、思、思、思、思、思、思、

冷子是也少之此如御一孩八御見大給
松平源兵衛高元御弟松平高直御親房
回刑部進親男安祥左馬助長家松平
物十郎清忠藏殿松平加賀守高直清英
親光の長子之孫物親之長甚貴二部位家
所伯父竹谷松平左系之守家形原松平
佐治守与副長松平大猪危光重松平
公節高之光英松平保部元芳能見松平
公節高之光親松平英信守家勝松平修理之
親正系保部元芳の子所流松平保部
元心甚貴源清松平大猪物忠系御家人

少は甚多八節正村回平八節物豊柳原
七節高之清長甚子孫十節長政昔江
新二節定重石川修理之尾藤長回在源
親康兼修理之尾藤長之子四節藤繁大深
在少五節忠茂甚子五節高之忠俊林茂物
甚乃五人は高直在物物親貞回六節
公親形原在源將監貞光所谷保七節高直
上押高之直親康牧内右系進忠高細川
二節親世長治七節親清岩清源子光則
回大猪入直常達回保左節長猪回保節
信守回八節高之親勝回源二節兼則

二つ山に部たの忠正の旗を止たあ村に敵軍
と始七百之居余勢就かゝる彼は部合千三
余騎馬も鞭たゝゝ棄てて自討矢利川の
上川谷より押河ゝる小隊早雲入道はを
見よすりや安祥より長親の後法よか
きよと人敷を二よふと一はは城と表
一はは後法を防者と知しは是は東の
外原二連木西郡葉子田峯長原此の
西郷吉田伴奈佐少を始とて備を
盡して討とくは長親君はいりも静小
から勢のよは陣酒井氏忠入道木月

此昂親重并あ多た保柳承物中を
きよ軍線波を休り合敵を鳴とて
戦ふ今川勢は宗より勢よち打散
すとす其時竹谷源海即地形系大谷
能見の師一旗横合より切し勢を合討
破き早雲の旗を是と礼して早雲も
くは早雲大に誓う新の城入留戦んと
馬宗のし知すもとも大軍破きかり
たもつてし知をも受よせ入す右は
左は逃しは早雲も心かな敗軍
して曹山より退たり又城を白し

寄らしたるを巻月一思ひ
逃ると安祥留は追討一討九首級三百
六拾二級矣新川の西涯に掉結首一々け
きりけり此時田原の元田は子介川宮我
背も長親君と源系せんとすうして
早雲我の西郡の捕縛棄せんと云陰々
吉田、川北、と

三葵中政中治之兼酒井家破後
戸田宗光帰順之事

かりり一は甚聖朝長親君は酒井
兄弟我師首とすく、唯日兄弟は之の儀

を絡偏と云一抑汝未の用ある葵の終
去り文明十一年七月十有日宗光君より汝家小
賜ふ可きら、汝兄弟毎首甚級の儀と云
款陣を破ら加世一留甚武勇我を知らたり
そ故を我の増させよ、あはれ吉州山にて
承く子孫を傳ふ、思ふ、我汝故と云
す、事代化は非す、汝兄弟武勇の程を
我に孫の功也、せん事を者、之甚形能
似、是きは汝首は破、我故小す、と
破、是は、是を、賜、ぬ酒井兄弟、面目
あり、と、謝、と、是、う、一、と、師、弟、目

少くは之を藤と申故とせしむるは酒井の家
は藤原を以て紋とせしむる

按ずるは葵御故の事也又此記には
世よふ番他は誤なり又伊奈の事も
他は清康若田原の城責治とて
御出馬より一時あり酒原惣兵衛治を
城へ迎へり御酒進より一時此葵の
事あり者を感て奉侍清康若田原に
葵は汝の紋なり我治らんと云ひ
是より御紋は定海と云ふより又此
中務左衛門より執せしむるは誤り多

一七一一定世より又上飛岡新田原は他
寺より古の目録小刀持掃等も葵の紋の
左より多し是は因は新田の流代の
御事とんと云はれり其事はは福殿
流より義重の義重を以て御代は御故
なり他は別記に主ぬ事は其の
事は別記に主ぬ事は其の事

よ八記され

少くは三州田原の城は戸田洋正の尉宗光
洋正少源宗光の父なり宗光此年改令川
家の旗となりし今も今川方城を是

若親若又治承すと少東之河合川貴
 因入とも大畧長親之若又治承すと
 ともは北條早雲の初之は合我は其
 利之入るとすとも因場より車又駿州へ軍我
 帰るとり長親若とは合我は合我は合我
 あり武威河國中より中江へ入ると世の
 中我思ひ水治ひしとや河壯年と河治治の
 思ふ之可り河長男任忠若と河治治の
 治りも福登東堀南堀と河治男右弟之元
 親也又治承りも極井上師の南院と河治男
 内治正位定と治り治ひ吉柳 之之治也

乃哉東條れ郷と河治男甚を部と南春又
 治りも若井の郷と河治男若井利也又
 扱けり河治男は若く若飾りて掉舟軒
 道園と若一是より世歴をさけ河治月と
 直と因遠と案治ひしと若長と河治原
 廣忠若の河治男と若く河治天久十章
 甲辰八月廿一日治承と河治治と河治治と河治治と
 河治治と河治治と河治治と河治治と河治治と

信忠若河治治自石門忠補之彼 末廣
 河治治 末廣

利ても心付給へば日夜酒宴拵具とのみ
耽り老后との隙をも神目給へば
倭者を親と忠臣とを辨之貴冑討文を定
む軍國の大事をば怠りては遂ハ
御一統即垂代乃亦も心匠よ成る
或は榊井の任立或は福谷の親望或ハ
東條の義直或は後井の利直を考
ふ多んと各具其角を辨せしむ評議也
可是とも未一更せり任忠若引と申す
大に怒り給へ共首謀の徒を討す
或は是を感する者も有り免角も然る

者も有り免よくく之を人思ひ付する所と
御流し徳源西條大永三年癸未儀十三歳
也世治清康若引御家格よむ
御二男若人任者よは之末榊井の郷を
譲り給へ御三男十郎部康直よは
不離乃郷を譲り給へ御男は三州大湊の
郷より御隠居是あり是より春雲と号し
給へ高保四年辛卯七月廿七日落二歳と
相云し給へしは大榊井よは
安栖院殿春春宮直大居士と号し是也
ら也

清康君御家傳自改是河山中書
呂安入道長女御婚姻之事

二節 清康君は藤人任忠君の御孫也
永正八年辛未九月七日御誕生三月大永
三年癸未四月十三日歳一十一御家傳を
副せ給へり此君御武勇英御意愛も
並備く並に方れくありて今も是
こも後には天り又種をも揚給へり
所内御根乃元末御母愛思ひ慕ふる
大方せらば是祥の場は御しりて
任忠君乃御代御教せり者古もその

御武徳を慕ひ仰余する者多かりたり
安之州是河山中 西城之松平源平兼光
任貞入道昌安 西郷源平兼光の御孫なり任忠君御母
松平の御孫なり 任忠君の御時より背
きり清康君の御代とせりて云々
是河山中 西城を改元一として大永
四年御自軍御城傳一治入御時御年
十四より世より一御史言す御年八寸
力登御身より尋常の女に御儀もも入
治の御志大勇せりて先切の御時也

及跋大原の物語には所せひきく 大原の事

け時起四の大名保たつて都忠茂入道

源茂源茂は源氏の子なり 大原の事

凡良將は源を以て味方の兵を換せす

政人よ力を以てせんとせば味方も若干換

す一源を以てせば月日を経て

城を奪はれし一只某又所任せし

沙原君も中と諾一治治は忽又忠茂

入道源を以て一大水軍六月廿八日の

夜又居竟の愚の兵數十人を山平城

窟より悉く又壯勇れ軍士若干城の

臣一伏しむ打たれ風雨濤を以て

物音又よびしは暗しは暗し城

今夜城を攻め者よしとも思ひぬ

倫人とも先可し其妻人其を

一之國の声を以て城介の伏せ

國を源水に鼓貝を以て攻め

城介よは夜拂ふと款の寄

お向し防々し留奈肌よ

大原の物語には所せひきく

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

大原の事

源茂は源氏の子なり

すむ可^し城^中の^も敬^をと^て堂^を周^を
作^りて^は可^しこ^の切^りと^は是^ハ回^忠の
者^をと^りて^ハた^り神^の一^に付^ると^云
經^この^事是^上不^大の^語動^一回^士付
す^る事^也久^一其^言又^宰子^は城^を
破^り城^をを^越て^城中^へ入^りて^は
防^ぐも^可し^極も^可し^合中^を助^り赤^深
く^は防^り分^は城^は忽^と落^{たり}
今^り討^死首^級七^拾三^級原^も原^へ倒^れ
外^一首^をと^り者^拾六^人味^方大^に勝^利
一^に凱^歌を^振り^ては^漢帝^君所^に

今^もめ^ちる^に似^し也^也此^勢の^年一^年事^也
城^をも^亦北^に一^と作^るも^は皆^け水^統
一^と所^法一^聖十^六官^等一^押宰^て
經^兵多^く攻^る時^呂安^入道^の月^身す^て
本^金を^派る^防一^とも^詔は^二親^の系^一
大^勢なり^城は^大畧^山中^の為^數
今^もは^經病^秋の^理中^には^も可^し
防^鐵叶^の呂^安入^道の^冷方^形一^陳車^す
呂安は呂大將の良使と云ふ
呂安は呂大將の良使と云ふ
漢^帝君^の進^世年^君一^呂安^の女^を
漢^帝君^の進^世年^君一^呂安^の女^を
漢^帝君^の進^世年^君一^呂安^の女^を
漢^帝君^の進^世年^君一^呂安^の女^を

其の 徳川家の権りよ属しなり

按てりよ大久保に記よ山中 為儀は
全く大層忠實、大切なりは 其儀を
望ししと 此より叙よ君もく 此願を
廣くしよきは 采邑を望しし 事非ず
其上より夫之 道新願治り 母次も俗
するとは 老父の叙ら 事此願の
市乃律を司らり 先治し 律中甘
重く 我亦老後の 活計 十分たふし
叙いふ事は 其活計を 必詳せよ也
しとてふ 事

清原君山の方之事

清原君は 昌安入道、其女を 原治の
少の方とし、つれ後には 信光の 所養
侍り、ぬ 御中らひ、う 琴瑟の 和き調せ
治らん事 御一門 中家へ 一統 賜あり
し、不け山の方 嫉妬の 御心 添く 備
り、其言は 其女房を つけ、清原君 御親
有し、而 小侍後 として 小女山の方、告 誦し、せ
る事は 少の方 大に 怒り、せ 治い け 女房を
擲 棄て、其 乳を 焼 毀を 以て、改 叙さ せ
ふも 是を せし、皆 此 詳し、て 此は 清原君

備を以て其と
備を以て其と

吉田合戦物語 足利討死付 西河
國上治しあり事

清康居りは足利山中 ありて改後より
武成大に盛に成後には亨永二年己
丑九月牧地御前 佐成吉田の地を
攻めしと軍勢を埋從一とい 曰女七
呂海と御古馬より 赤坂と津と取
あり今保天文元年四月と云
大藏記前巻見ゆ 東三河吉田御前は
傳説佐成是也中身傳二成る新二
新説も外家の子孫を治る軍源を

さらば佐成の中八丈之の地はさせたる大雲
非す其中又之は今川康元前
原に僅に残存西之河を傳説と清康と
ありて年々心事分る思ひ内つけ方
より替我領一と云 押守人と云く
より思慮を思せしも 随う小智有免る間
時も後すまは清康居地を新し遠て
是近押守地こそ喜むも 隨て隨て
せば勝利せしむしと云つる 業は
よせらるるたよ言ふ能くも 其地
若し居る員をす教はるは自國他國の

物為の屍の上れ西等の小塔なりとも
此の白い蓮華に於て雄雄と一戦の
峰又及び一と河を渡りて其の
家子神も皆と同心一軍勢を百集
けり勝る者な之千金騎を引率せらる
十月廿八日朝日大城記 赤坂を千金騎の小塔井の
橋を立らも是れ是怪を垂一北河津の
在く可とも放火せらる物神見牙の如く
却一たる事也其は根相をえると其
從城もは去人病者七拾餘人疎を仕
千金人を川具一吉田の場を去り

忽胸負を皮せんと血氣をほせ池々
折る梅雨滝流る吉田川一系の水宗
坊り白浪天を漲る岩を浸一激乃其
事矢を射ころりも速なり其は騎馬と
後れ一とは是れはゆて安年一は
思ひ終たると彼處ハ己の傾地也ハ船を
用さ一忽ち舟ゆり白の岩より 怪
中り亭せくは徳川勢とる色は旌旗
風の翻り其勢之四千と云ふんと定
實く声して押生也彼處始物勢ハ
宰の思ひ一よりハ大勢なり其は案の(案)

千部百金人後陣ハ三木の松平義人等
夥敵の松平十郎三郎康春八百金
一は付殿軍として左保右部等の忠俊
千部平重の忠貞甚子七部等の忠也
才治等の忠佐酒井氏忠入道等甚子將監
忠尚二男少三郎忠次繼奎日兵衛親等
子兵衛部之親繼等と始て之百金人は
横合とす一は宝乃殿又徳孝又
伊志七郎多治殿助忠也最初より保方
系由藩敵合戦より直ぐ其系は又陣
松平加賀守の松平左兵衛右軍勢の成

をめぐりての境は押せり古敵と爲り
固を破り豊我と爲りつたたりなり
又陣鋒と交り地戦と爲り一は
いゝとありん在陣さして破を致せり
是月二陣より一はとん保下りわも
凝とせし魂を掲げ逃る味方を喜ばし
見れ一は百金人程と傾く保一は又
實は手には加賀守の左兵衛右部
立止むやうに強破りしは伊他の方崩れ
諸席君の境一は敵隊より入り
戦一は御自ら馬を止め治ハ千部

余の軍勢我方ら——と討て給ふ物也
是れ大穴と云ふ事未だ死と覚悟せしは
大勢を固れずさうかゝれを居せしめ
けりしは子よ腹て見ぬる可く大に深瀬井の
海軍横合よりけりて押浦押しき
敷くは攻——は物也の軍勢意討て
疎向者は皆近を侍他も他も新次
新次も穴——のけりて一發に
討らば討死に侍も首は其の中勢
是を而侍も首は大穴也軍の首は
敵皆死——は是ハ清康君は吉田の

上の瀬と並海——是も吉田の地を攻め
し——是も海軍物定一書も城東門を
押破り城を治るなり——は城を捨棄
田舎とす——てけりしは清康君ハ
城に入給ひ一百人馬の息を休めし
是も田舎の地を押寄せし侍も
洋心屋の宗光の子洋心屋宗光ハ
昔親君は治る——は是れ宗光の時
是れ官の御旗ををせしは是れ
清康君は攻め物也是れ討て給ふの
城を攻め——は是れ宗光の地を

改圍陸へは戸田八太は島を包む海軍一
城と海へも多々艦隊船ハ己の居城
伊奈へ清康君を逐へたり所酒をを
賀一ハ以清康君は討つ者清康君ハ其
吾田の城へ入らせり是十餘日所清田の
官逆力の城と改陸へハ三州年之儀の
牧地新設部欠成設案の設案新設部
欠重西に於西郷新設部佐貞二連有
戸田丹波を直光田峯地田の若沼
新設部定則其外ハ高三方第ハ長官
西郡の峯長親君の時又清康一佐義

時又新設部ハ今川又は織田方とせり
一ハ其友清康一ハ吾田一ハ先班を
悔之罪を謝して清田を去り西に居る
卿ハ又其友同く安徳平の法とせり
民を奪へ各其平の守持を定め帰らせ
り一ハ其友一ハ法を以て安祥の部解と
して畧色をなすも
大原の地を奪取せり

尾州岩珍地治城事

清康君ハ亨祿二年の冬又新設部
七ノ余ハを川年一陸ハ尾州ハ所出馬
織田洋定信定入送月岩ハ子傳最

岩崎 陣長 陣を攻らんとす 岩の
城は 荒川 新 形家と守將
三百餘人 義兵 又 陣長 陣は 大 陣 陣 陣 陣
坂井 吉 吉 守將 守將 守將 守將
籠り 籠り 籠り 籠り 籠り 籠り
先鋒の 餘人 三百餘人 守將 守將
入 入 入 入 入 入
百人 陣 陣 陣 陣 陣 陣
お 園 を 守 守 守 守 守 守
二百 二百 二百 二百 二百 二百
五百 五百 五百 五百 五百 五百

新 八 七 城 守 守 守 守 守 守
防 防 防 防 防 防
者 者 者 者 者 者
陣 陣 陣 陣 陣 陣
城 城 城 城 城 城
攻 攻 攻 攻 攻 攻
始 始 始 始 始 始
陣 陣 陣 陣 陣 陣
軍 軍 軍 軍 軍 軍
陣 陣 陣 陣 陣 陣
守 守 守 守 守 守

兵士を以知一城を以て防ぐは古きより
大勢を以て攻むと攻む城を以て
柵を破り平押小攻入るは流水の流るを
以て防むこと難しす古きより是を
見よ今は何の由に打あぐ我に
百余人を以て攻むと我に
負ふは城に入る者切腹す強
兵士未だは討も我は敵未だ城を
崩すは討むの事難し一松井の
松平内膳正徳定を以て志討つ清康君
女藏の所討つ又少林脇に物重次郎の

先登一其業とて粟田に居るの正徳
と治つて今其業は伊予に
記

宇理博軍松平右衛門親威討死
之事

享保二年庚寅清康君は然否備中守
直盛越前守宇理の城を攻む人々
軍勢衰向一治つて然否は忠實
未業とて江州の任人なり武勇
無備人々知れし者之物を以て
入道月岩治と治代とせ近年瀬田
随所せしとてさくは清康君八七年

余を二子に分かんたは乃大将の山坂又
福登北右角尾親登共共其内信正
信定軍勢二千余人加（うも）は穂本
には三千余人酒井君沖自山年一
治（搦）の山（上）は押登り大も搦
周茂儀り右親を少く素刺る中（も）
右角尾親登一妻又軍勢を御（城）城近
攻（め）せたり城は濠を掘（ち）新（村）を
くも（こ）も守（も）は是（事）とせ死（死）
示（敵）へ城を承人と年（然）谷浦中（も）
元東元徳の別云時ふり（と）城（口）

親と押登るに三百金人の兵種を扱て
宍倉を以て右角尾も濠（く）古軍城御
奮戦す双方の陣（声）山谷を喪（ち）
松柵を震（し）なり敵軍方入（形）も勇（も）
り（勇）も切り切り切（り）かき（返）つ返（つ）
大氣を殺（し）て敵（軍）も守（り）の中（心）
内信正信定（う）みり（喜）び（て）逃（げ）
（け）は（い）は（知）（り）た（か）の（大）勢（崩）（れ）
逃（去）（り）今（時）右（角）尾（親）登（大）（は）逃（げ）敵（軍）
に（下）（り）た（る）山（を）（い）（か）（）（は）甲（斐）
なり城（方）は（様）（を）（い）（か）（は）僅（乃）小（勢）

たうらふ途さしし事や以て親を
遊ふに遊ふ討死すらし物ぞ乃に
降るは人の面を白くし物を知り
情をわく討死せしと怒りし
白眼を牙を嚙く敵を罵りし
破れし言を習ひし知を耳に
右にたれは遊まじりなり親を始
天地源を求て後大源源内宮村平八
回平七治本を殿安を助也安次右
つら十三人一人と古を奮我
討死す回一槍を討死す内指心位之は

兄を討死す我を救はん
廿二槍殺す遊をぬ清原は
大子の言を好むす我獨りの山より
宣ふ見給ひ是を救はんと所を拂
りせり治し共の演池を源救へ
根をく牙を嚙く怒りし身も
叔父の敵日頃の多敷此城より
大には救ふすも獨りなり
押し世を承るも自ら敵を歩
三千余騎を先を命を暗に
清原君の扇の御心も敵も是を

其の切を賞し、夫を鷹取場せしむ。後
法王より向ひ侍らせしは、汝未だ其の
身命を捨て、軍功、成願、一、分、ゆ、
員、く、軍、に、赤、傷、ぬ、只、恨、一、切、右、意、
討、死、の、事、欲、く、も、於、悔、あり、是、悔、
任、定、く、兄、の、戦、死、を、え、な、く、捨、教、一、
志、を、く、所、之、と、く、即、所、濟、理、の、神、を、
治、し、任、定、は、此、所、詞、を、著、り、大、に、
一、く、退、却、々、々、内、心、は、甚、恨、と、只、悔、
後、終、は、互、道、の、心、我、生、一、織、田、方、の、
世、一、と、く、法、康、君、は、必、我、の、後、は、

深、武、威、盛、は、成、治、く、は、者、より、今、月、
居、せ、一、東、之、向、の、國、人、も、也、心、を、
法、康、君、の、所、方、は、進、傾、す、も、多、く、
織、田、は、其、力、す、る、所、之、向、れ、思、
大、畏、皆、所、に、一、く、信、一、所、威、
益、直、一、向、も、か、也、此、者、
手、能、深、く、其、所、の、
新、造、は、此、の、

古、事、
新、造、
と、す、

松平大炊物忠定武切之事

唐平大炊物忠定は、初、忠、信、光、君、
即、曾、孫、大、炊、物、忠、定、の、進、傾、
願、田、部、岩、付、の、地、を、
一、く、回、郡、

小浜村。米津部ありと挑發し一
般年去り大永三年癸未も米津と
合戦し波市領を攻め保母村を合
領し又同國源津の城は大場と
云ふの頗勝道長又武威を張し
武威を攻め終り源津を平居
しす信康若呂等と攻めし一討と
忠定其子又八郎好宗父子より中依
軍切と初し波城を攻めし一幸福
四年辛卯六月九日忠定二年去り法名を
実岩源登と云其子好宗家と嗣く

大畑物と改む其妻は少津左衛門親長
女之好宗の子と親物作忠母好宗其子
之親物家忠母好宗亦武切は末の忠と
洋なり

武田佐虎使者大榎寺創札之事

天文二年癸巳二月信康君良廣御の城と
二宅吉原の寺郷城と治木日向と岩津
より合戦あり松平太右衛門勝茂其子勝茂
佐衛門は志先と討死せし勝茂は信康
の弟なり
頼三重治承と改むせし免其を佐州
より押来り法軍を井田助より

ハ色一ハは威光並朝日の登降こころ
先代者一國人古悉く流るせ一物
織田氏の可成尾州の地と改めせし
強を破り強を併く其勢勇敵と迫り
ものせし一こは甲斐守の武田大膳
任虎此年以は兵威を滿ち我より
くつう清康若少壯の英武を羨し
よ也今九伊賀守氣次く其子若持也
虎嗣を傳者として遠く之州是後
くませし一後には今蘭才文と
結い同盟の約を厚く一今も人力

致す一と中送るより清康若少の
使をよ對面し一遠路の使を役全
中送らるや一今より後共親昵
して柳と號を立し一と所送る言
より今九若持を傳さるも其
より一血縁も又仇もハ任虎遠く使と
送る事和睦の爲色には一今或
此の險夷強弱をも伺ひ我亦人物
をも又も謀を回るとの内意成し
今任虎の方寸と以て計とは故子
秋牛我々の誘ふに一故も其使

誠内へ心入るはさりと城の事内をとも合
我亦も對白一書り 清藤數年迄も
ちふふハ之遠を成程く其とうく甲州
亦入武田の事傾を并吞せん事何の程
るゆゑんと室へは因者古を派し其
分るとなり 其後清藤君大榎守城内
禁制の札を差らせり是御前祖父親書
思召を遣うをめふとて又ハ一書文云

制札

一也同じ上人の武家代へ領内て有
り成收神以老若九於遠祀

一筆者永言追事

一行学二乃を痛念て豆收勤仕方

合如在老是又下日追事

一徳寺守也とく以控を退賜て有仕
云少法元て言故門徒事

天文二癸年十月 清藤品判

清藤君御様宛之事

尾港と森山場は誠西屋と忠信表の事
源太郎信光居城より一、追筆清藤君
西之向の山へ殿多討程へ好く代城へ

政多く尾州の城も攻め進み、政掛
武藏と迫國と接ひしは、たゞ必死
是處山等の守將も、清康君仲方は
内通し、英徳并國士數十人もおび
御味方となし、尾州へ仲出役も
少くはせんとす事之、は清康君
一万余人と、川軍一少くは天文軍、己未方
曾尾州へ急白し、流石岩峰と陣せ
らるる理、否もは、峯山と、中岩陣、以り
此而、英徳軍も、あつて、海河
減田佐吉と尾州清剛より、備引出

一戦せんと、流を回し、まゝ、初と、放火
せしむ、佐吉未打おさし、まゝ、君の、叔父
橋井の内、流に、流を、しつ、志を、棄
今、反、出陣、の、名も、虚物と、し、し、山、依
せ、上、陣、の、地、を、移、居、せ、り、此、佐、吉、は
去、須、然、吾、陣、中、に、ち、甚、盛、つ、守、理、の、地、を
棄、ら、せ、し、時、見、右、系、亮、親、盛、討、死、す、と
見、所、に、陰、報、を、し、逃、退、し、と、清、康、君
た、ま、御、懐、み、し、と、信、定、兄、と、陰、報、し、き、と
敵、中、の、中、を、置、ら、せ、し、ひ、ひ、見、し、信、定
是、より、建、眼、と、名、を、き、み、流、を、叛、心、と

歌——幸うと哀うはしくも其内には
元より古神の私慾はくはるも御家の
可願を仰願せんとの謙中之信を若ハ
けるも園石内膳、叛心を抱くも信の
事、以ん先一軍と池裡群を遣して
上野の城を攻落し内膳、首を刎て
軍神の血祭よせしと改て古軍——
治りんとむと酒井十右衛門忠次を御寄書
忠俊回平を忠貞、甚ま七郎を忠也
回次を忠佐、赤澤を忠之、信之と謙せし
んとは御旗を白くくせしむ。

我々も信がふもんよ何の難き事か
之きと去とも御忠義の（き）内膳、
叛逆は小支も信き大率、その故
いゝと御に御家大給の松平海軍
親系、甚だ松平上野、御忠他、御八
州屋の水地、此を信元け治は信内膳、
御忠義は信之、後治は——御御の
長陣ハ、換多く益少し、せん、御軍と
御守も、御軍、御を御（内膳、御代
御）——頻々、御御、御若、御の
御、御、御、御、御の、御、御

時之儀の小勢を以て大敵と合戦し
終つては利を失はば一軍は
大勢内務は小留にたゞ大給長は
外内之儀一合を後結する其勢千人
は之を以て何の思もなきに攻めて
之首を刎吳心の徳の徳も其
清藤天下の旗を揚ぐ志願の宣内務
此れ嵐中我をせんやと信らる酒井
大之保中重く申す八君へ天下の旗を
主らせん御志は人よりは打交へん
上神降の所誓は是言なり治す

大事は首の小之大切は小儀と神は
こそ中と初を以て語云けは八
君も御中の御所なりは内人殿を
是儀に返すまじき事なりは河原
大勢定者研出其頃おしして万事治
けりて橋板む者や云おけん
大勢は内務と志を合戦四處の内
すは新説具陣中を喧し清藤
君も内務と志を合戦四處の内
主役の中を始る新説具陣中
信らる初より此言ありて大敵ハ

此物説をゆゑ大なる天——津御せん
とは思へとも所礼相もぢれよけ方
らりも中出難——と暮愁雨——たう分り
三月冒の晩大霧其子辰七郎と因重
招き汝しよもゆすや我内給と思へ
反逆金持り——看よ津御すもの
ゆりゆゆきり至津人至守お——礼曰
せんと思へとも其人を知らさるらるゝ
ともせ——難——君う所礼相ゆんよ六
津御せん——と思へとも所礼相ゆんよ六
を罪乃罪科と書らんよは古代津

反逆不忠の悪名と致さん事返り
歎けは——今も吾は至天の罪と沈も
汝は河平男の難を逃れ父の罪ぢれ
るを津御——昔も所許密ぢれよ
をそは津よ自教——て反心ぢれ——我
ゆゑす——父の冤罪と怨く歎け内包
す——すすと應洲——昔も大霧よそそハ
内膳小一味す教心致——く潮と津御を
徳め起津文を互——辰七郎よ御守
辰七郎は是を父とゆゑく父よ白く所者
所礼相とも書らんよ至天の罪り沈み

治らん事導りくも口惜きるなりと也
御目心ある一とく父の命をば返す
けり望みの早期遠慮若れ出陣を
して御馬を火殺し一陣中を沈む
一は御陣中必く命を強動せり
遠慮考とて言へ言わぬ陣中一を
一とく言へ本戸を閉一とく言へ
所は知れり一とく治士郎ハ庭耳又少
父大勢只今謀せらる一とく思ひ千子村の
刀城多くをうも遠慮若れ立退く心
逃す事途す所と知一治士郎遠慮

只一とく切を侍右の御前より存の
書いかりうけて切付まれ八畧神を歌
英辨もり一とく二つとく一とく
榎村新六郎計時十六歳刀城おとく
御例より一とく其刀付鞘ををり
治士郎を切伏せり其刀付鞘人ホ一
とく若れ御室領は能然とて一とく
す志より命はな一とく其刀は御前の
後之と治士郎の死骸をば原坂の道に
とて新六郎我若の所歌をば一とく
討れりぬ今は懐知く英泉の心は休

せんといふを人々押留め追後切頭は
今日又限へしぬる之十日を至る瀬田
伝来け虚より一押留人ハ必定なり
甚良討死せんは今日乃殉死と増後
一と傳へ謝新立部も切と同心す
秘録さく各集り大衆をば捨と
乃七郎の死骸を冥換すも其體中
より大衆の陣状と起陣文をとりて
大衆を乱回す大衆は始後の子細詳し
語り意味の乃七郎大逆を道の重罪を
犯しそ父とて暫耐も罪を逃るべし

非あり首を刎らるゝと切て居り
各洋流へははけ執りては乃七郎こそ
君を弑す大罪人なりとも大衆よ
をいへは罪なりぬるなり幸本國
には道國へ送致しすも押留命をかり
海世は本國へ川軍へ入道敵の御少将
御守へと定たり瀬田方面も切大衆は
少へけきと浪石志保哉定めりてや
又所傳烈なるもの程も追捕者も
たうりあるは島崎人へは言殺を
も獲へ極密くも本三州へ三郎り

長崎(通)色若生丸山より茶毘一箱と

八世重光上人(浄慧)の浄法号は

管德院殿年曼道甫大居士(僧)とす

時(和) 數廿五歳(信)るも(於)阿蘭(あ)る(り)

大福寺(佐世)に在りて(す)少葉(大福)を(遺)す(と)言ふ(事)有り(云)川(注)す

又(大)福(寺)に(在)りて(す)神(宗)淨(土)淨(法)年(其)死(二)言(行)通(三)なり(今)通(會)と(云)是

今(昔)の(法)軍(勢)也(ひ)く(と)爲(り)公(ら)皆(す)る

世(代)一(捨)體(記)して(是)等(勢)勢(れ)物(具)利

而(ん)と(梁)け(は)流(石)不(席)を(街)道(を

無(り)せ(り)く(く)く(く)く(く)く(く)く(く)心(體)不

たる(り)い(む)ひ(く)心(我)苦(め)人(持)の(屋)

す(一)章(北)徒(と)通(け)は(小)女(せ)る(石)川

界(部)阿(倍)昂(之)部(ホ)頼(保)回(十)日(の)等(を)不

漸(へ)増(幅)の(カ)ク若(く)と(一)州(と)く(く)

後(に)ま(ろ)長(山)推(を)こ(と)云(傳)一(ハ)計(時)の

改(正)三(河)後(風)土(紀)卷(第)五(終)



愛知県



1103266440